

慶弔規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人岡山県中小企業診断士会（以下「本会」という。）定款第4条第17号の規定に基づき、本会正会員（以下「正会員」という。）の慶弔等に関する金品等の贈呈について定めることを目的とする。

(顕彰祝金)

第2条 正会員が、本会の目的及び事業に関する貢献を主たる事由として、顕彰を受けたときは、次の祝金を贈る。

- (1) 叙勲、藍綬褒章又は黄綬褒章を受けたとき
3万円
- (2) その他の国の顕彰を受けたとき
2万円

(結婚祝金等)

第3条 正会員本人が結婚したときは、祝金1万円と状況に応じて祝電を贈る。

(弔慰金等)

第4条 正会員等が死亡したときは、次の弔慰金等を贈る。

- (1) 正会員が死亡したとき
3万円及び状況に応じて弔電又は供花
- (2) 正会員の配偶者、実父母又は実子が死亡したとき
1万円及び状況に応じて弔電

(見舞金)

第5条 災害救助法が適用された災害の場合において、正会員の自宅または事務所が全壊、流失、半壊、床上浸水またはこれに準ずる被害を受けたときは、見舞金2万円を贈る。

(制限)

第6条 前4条の規定は、本会の会費が未納となっている会員については、適用しないことがある。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、理事会の承認を得なければならない。

(必要事項の決定)

第8条 この規程の実施に関して事務手続などの必要事項は、理事会の決議を得て、会長が別に定める。

(規程の改廃)

第9条 この規程の改廃は、理事会の承認を得なければならない。

附則 (令和3年6月5日理事会決議)

この規程は、令和3年6月5日から施行する。